

議案第 75 号

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 5 年 11 月 30 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

提 案 理 由

羽曳野市こども夢プラン推進委員会が担任する事務に、こども基本法(令和4年法律第77号)その他の法律に基づく計画の策定、推進、進捗状況等に係る調査、審議等に関する事項を追加し、はびきのこども夢プランとして一体的に審議等するため、この条例を制定しようとするものであります。

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

執行機関の附属機関に関する条例(昭和44年羽曳野市条例第7号)の一部を次のように改正する。

別表1の表羽曳野市こども夢プラン推進委員会の項中「次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく市の計画の策定、推進、進捗状況等についての調査、」を「はびきのこども夢プランについての」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

執行機関の附属機関に関する条例 新旧対照表

新		旧	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
1 市長の附属機関		1 市長の附属機関	
附属機関の名称	担任する事務	附属機関の名称	担任する事務
省略		省略	
羽曳野市こども夢プラン推進委員会	はびきのこども夢プランについての審議等に関する事項	羽曳野市こども夢プラン推進委員会	次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく市の計画の策定、推進、進捗状況等についての調査、審議等に関する事項
省略		省略	
2 省略		2 省略	